

平成二十六年政令第三百二号

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令
内閣は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
非也内閣は、或え又大蔵省に關する法律（以下「法」といふ。）第二条第二号の文句を定める事成は、次の表通りとする。

（一）から（4）までに掲げる点を順次に結んだ線及び（1）に掲げる点と（4）に掲げる点とを結んだ線により囲まれた海域（（5）から（7）までに掲げる点を順次に結んだ線及び（5）に掲げる点と（7）に掲げる点とを結んだ線により囲まれた海域を除く。）のうち排他的経済水域（法第一条第一項の排他的経済水域をいう。二の項において同じ。）以外の海域

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則

(2 2 5 7)	(2 2 5 6)	(2 2 5 5)	(2 2 5 4)	(2 2 5 3)	(2 2 5 2)	(2 2 5 1)	(2 2 5 0)	(2 2 4 9)	(2 2 4 8)	(2 2 4 7)	(2 2 4 6)	(2 2 4 5)	(2 2 3 8)	(2 2 3 7)	(2 2 3 6)	(2 2 3 5)	(2 2 3 4)	(2 2 3 0)	(2 2 2 9)	(2 2 2 8)	(2 2 2 7)	(2 2 2 6)	(2 2 2 5)	(2 2 2 4)	(2 2 2 3)	(2 2 2 2)	(2 2 2 1)	(2 2 2 0)	(2 2 1 9)	(2 2 1 8)	(2 2 1 7)	(2 2 1 6)						
北緯二度五〇分一秒・八五五三東経二八度四六分五九秒・三八三四の点	北緯二度五〇分一秒・八五二七東経二八度四六分四七秒・六九五四の点	北緯二度五〇分三五秒・六一三八東経二八度四六分三六秒・一〇八四の点	北緯二度五〇分五二秒・七〇四九東経二八度四六分二四秒・六二三六の点	北緯二度五一一分一秒・八五五三東経二八度四六分二三秒・三八八五の点	北緯二度五一一分二七秒・〇六四五東経二八度四六分一秒・九五六五の点	北緯二度五一一分四四秒・三三二一東経二八度四五分五〇秒・七七八六の点	北緯二度五一一分一秒・六五七五東経二八度四五分三九秒・六九九八の点	北緯二度五二分一秒・〇四〇一東経二八度四五分二八秒・七二五九の点	北緯二度五三分三六秒・四七九四東経二八度四五分一七秒・八五五四の点	北緯二度五二分五三秒・九七五〇東経二八度四五分七秒・〇八八七の点	北緯二度五三分一一秒・五二六一東経二八度四分五六秒・四二六二の点	北緯二度五三分二九秒・一三三四東経二八度四分四五秒・八六八〇の点	北緯二度五三分四六秒・七九三三東経二八度四分三五秒・四一四七の点	北緯二度五四分四秒・五〇八〇東経二八度四分二五秒・〇六六五の点	北緯二度五四分二秒・二七六三東経二八度四分一四秒・八二三七の点	北緯二度五四分四〇秒・〇九七五東経二八度四分四秒・六八六八の点	北緯二度五四分五七秒・九七一東経二八度四三分五四秒・六五五九の点	北緯二度五四分五五秒・八九六五東経二八度四三分五四秒・七三一五の点	北緯二度五分三三秒・八七三二東経二八度四三分三四秒・九一三八の点	北緯二度五分五一秒・九〇〇四東経二八度四三分二五秒・二〇三一の点	北緯二度五分五九秒・九七九東経二八度四三分一五秒・五九九九の点	北緯二度五六分二八秒・一〇五〇東経二八度四三分六秒・一〇四三の点	北緯二度五六分四六秒・二八一一東経二八度四二分五六秒・七一六七の点	北緯二度五七分四四秒・五〇五七東経二八度四二分四七秒・四三七三の点	北緯二度五七分二二秒・七七八一東経二八度四二分三八秒・二六六六の点	北緯二度五七分四一秒・〇九七九東経二八度四二分二九秒・二〇四七の点	北緯二度五七分五九秒・四六四五東経二八度四二分二〇秒・二五二一の点	北緯二度五八分一七秒・八七七三東経二八度四一分一秒・四〇八八の点	北緯二度五八分三六秒・三三五七東経二八度四二分二秒・六七五三の点	北緯二度五八分五四秒・八三九二東経二八度四一分五四秒・〇五一八の点	北緯二度五九分一三秒・三八七一東経二八度四一分四五秒・五三八七の点	北緯二度五九分三一秒・九七九〇東経二八度四一分三七秒・一三六一の点	北緯二度五九分五〇秒・六一四二東経二八度四一分二八秒・八四四三の点	北緯二度〇分九秒・二九二二東経二八度四一分三〇秒・六六三七の点	北緯二度〇分二八秒・〇一二四東経二八度四一分一秒・五九四四の点	北緯二度〇分四六秒・七七四二東経二八度四分四秒・六三六八の点	北緯二度一分五秒・五七七〇東経一二八度四〇分五六秒・七九一一の点	北緯二度四分九秒・四〇七〇東経一二八度三九分三二秒・一五一七の点